

令和7年度介護サービス指定候補事業者公募に関する質問について

Q：新築でなく、改築による新規事業立ち上げの場合、補助金対象となるか。

A：施設整備に係る補助金については、既存建物を改修して施設等を整備する事業についても対象となる場合がありますが、計画の内容によっては、対象外となることがあります。
なお、整備事業が補助対象と認められるには、補助金の交付条件をすべて満たす必要があります。